

核兵器禁止条約への参加を求める意見書

核兵器を全面的に違法化する核兵器禁止条約は17年7月、国連で採択された。この条約は、核兵器の使用や開発、実験、製造、取得、保有、貯蔵、移転など幅広く禁止する。また核を使用するとの威嚇の禁止も盛り込まれ、核抑止力の考え方を明確に否定することにつながるものとなっている。さらに、条約の前文には、日本語に由来するヒバクシャという文言も盛り込まれ、筆舌に尽くしがたい経験をし、核廃絶や平和への願いを世界に発信し続けてきた広島、長崎の被爆者の思いが汲み取られたものと言える。

同条約は、50カ国が批准の手続きを終えたのち90日後に発効することになっているが、いまだ達していない。条約制定の交渉会議に加わらなかった日本政府は、いまだ条約に不参加の姿勢を貫いている。唯一の戦争被爆国として政府は本来であれば、核廃絶に向け先頭に立って条約への参加を果たし、他国にも参加を促し、参加できない国もどのような条件があれば可能なのか議論しなければならなかった。日本政府の姿勢は、核兵器の廃絶を求める国際世論に逆行するだけでなく、被爆者の悲願を裏切り、日本の民意に背を向けたものである。

安倍首相は8月、広島と長崎の平和式典で、核兵器禁止条約にまったく触れないままあいさつを終えた。一方、長崎市の田上富久市長は平和宣言で「積み重ねてきた人類の努力の成果が次々と壊され、核兵器が使われる危険性が高まっている」と指摘。核兵器禁止条約に参加しない日本政府の姿勢を「背を向けている」と表現して、「唯一の戦争被爆国の責任」として同条約への署名、批准を強く迫った。また、広島市の松井一實市長も「日本政府には唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約への署名・批准を求める被爆者の思いをしつかりと受け止めていただきたい」と述べた。

17年には核兵器廃絶国際キャンペーン(I CAN)がノーベル平和賞を受賞したものの、その後、米口のINF(中距離核戦力)全廃条約の失効、NPT(核不拡散条約)再検討会議の状況、核兵器の近代化の動きなど、核兵器廃絶に向けた動向がいま世界的に停滞している。日本は、米国の核の傘や核抑止力に依存するのではなく、核兵器廃絶に向けた強いイニシアチブを発揮する時だ。

核のない世界を目指す姿勢を積極的に発信し、核使用禁止の国際的機運を高め、核兵器禁止条約に参加すべきである。

よって国会及び政府においては、下記の事項について実現するよう強く求める

- 一、核廃絶の先頭に立って、核兵器禁止条約を署名、批准すること。
- 二、核兵器保有国に対して被爆国として署名、批准を促すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月30日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 外務大臣